

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 29 年 3 月 9 日（木）午後 1 時 13 分～午後 2 時 5 分
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、教育部指導担当参事、議会事務局長、会計管理者 欠席者：なし 説明員：総務部職員課長、都市整備部都市計画課長
議 題	1 武蔵村山市職員ハラスメント防止の指針（案）について 2 武蔵村山市第三次住宅マスタープラン（案）について 3 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題 1：原案のとおり決定する。 議題 2：一部修正の上、決定する。 議題 3：特になし。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印=構成員 ●印=説明員	議題 1 武蔵村山市職員ハラスメント防止の指針（案）について (総務部長説明) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等に基づき、ハラスメントのない良好な職場環境を確保するために策定するもので、その内容について決定するため、庁議に付議するものである。資料に基づく内容は、職員課長から説明する。 (総務部職員課長説明) 本指針は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律に基づき、全ての職員がハラスメントに関する正しい知識と具体的な対策等について共通の認識をもって職務に取り組み、人権が尊重される良好な職場環境を確保することを目的として策定するものである。 資料を御覧いただきたい。表紙をおめくりいただき、市長挨拶文、裏面に目次、1 ページに「1 はじめに」として序文を記載している。次に「2 用語の定義」として、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントの用

語の定義を記載している。「3 所属長等の責務」として、ハラスメント防止の責任者は総務部長であること、また、総務部長及び各所属長の責務を記載している。「4 指針の基本的事項及び具体的な対応策」として、2 ページから 5 ページにかけて 11 項目を挙げている。

6 ページ「5 セクシュアルハラスメントの防止」について、職員がセクシュアルハラスメントを行わないよう所属長等の責務として、良好な職場環境の確保に努めることやセクシュアルハラスメントの防止等を図るため、職員に対し本指針の徹底と意識の啓発に努めることなどの 6 点を挙げ、職員の責務として、セクシュアルハラスメントに関する問題を当事者間の個人的な問題と捉えないことや職員一人一人が自らの行動を見直したり、お互いの言動について指摘し合えるような雰囲気や人間関係をつくったりするよう努めるなど 7 点を挙げている。

7 ページは、セクシュアルハラスメントになり得る言動の具体例である。職場内外で起こるものとして、性的な内容の発言関係を 9 点及び性的な行動関係を 7 点挙げている。また、主に職場外で起こるものとして 3 点挙げ、合計 19 点の具体例を挙げている。

8 ページ「6 パワーハラスメントの防止」について、職員がパワーハラスメントを行わないよう所属長等の責務として、良好な職場環境の確保に努めるとともに、部下からの苦情や相談に応じること、パワーハラスメントの防止等を図るため、職員に対し本指針の徹底と意識の啓発に努めることなど 8 点を挙げ、職員の責務として、パワーハラスメントを見聞きした場合は、加害者に注意し、被害者に声を掛けて話を聞くなど、精神的な支えとなるよう努めることや、部下から上司に対する言動、同僚同士の言動もパワーハラスメントになり得ることを認識しておくことなど 6 点を挙げている。

9 ページは、パワーハラスメントになり得る言動の具体例である。身体的な攻撃、精神的な攻撃、人間関係からの引き離し、過大な要求、過小な要求、個の侵害、仕事以外の事柄の強要の 7 項目に分けて、合計 24 点の具体例を挙げている。

10 ページ「7 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止」について、職員が妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを行わないよう所属長等の責務として、良好な職場環境の確保に努めることや妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等を図るため、職員に対し本指針の徹底と意識の啓発に努めることなどの 6 点を挙げ、職員の責務として、妊娠、出産、育児又は介護に関する否定的な言動は、ハラスメントの原因や背景となることを認識することや仕事と妊娠、出産、育児又は介護を両立するための制度又は措置があることを認識することなど 4 点を挙げている。

11 ページは、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントになり得る言動の具体例である。制度等の利用への嫌がらせで6点、状態への嫌がらせで3点の合計9点を具体例として挙げている。なお、参考として、ハラスメントには該当しない業務上の必要性に基づく言動の具体例を6点挙げている。

12 ページは「相談・苦情への対応の流れ」として、フロー図を記載している。説明は以上である。

なお、本指針については、決定後、広資料で配布するとともに、市ホームページに掲載し、掲示板等を通じて職員への周知を行う予定である。

(質 疑)

○ 市長の挨拶文の4段落目に、「法律により、平成29年1月から新たに妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについても防止措置を講じることが地方公務員にも義務付けられた」とあるが、「防止措置」とは本指針のことであるか。

● 「防止措置」は本指針を策定すること、また、本指針を職員に周知し、理解を求めることである。

○ 平成29年1月から防止措置が義務付けられているが、本指針は平成29年3月策定である。2か月の空白があるように見えるが問題ないのか。

○ 「防止措置」について、本指針の策定は一部であり、職員からハラスメントの相談があった場合の体制をとるなど、ハラスメントが起こらないようにすることを義務付けられたということであるので、日頃の市としてのハラスメント防止の対応策などを含んでいる。本指針を策定することによって、より体系的にハラスメント防止の対策が可能になるということである。

○ 文面だけ見ると、平成29年1月から今までの間の空白があるように見えてしまう。文章を工夫したらどうか。

○ 言い回しを検討する。

(結 果)

原案のとおり決定する。

議題2 武蔵村山市第三次住宅マスタープラン（案）について

(都市整備部長説明)

住生活基本法に基づき、住生活の安全の確保、品質の向上に関する施策を計画的かつ総合的に推進するための基本計画である。現状の住宅マスタープランの計画期間が平成28年度末までとなっており、国

の「住生活基本計画（全国計画）」が平成 28 年 3 月に改定されたことから、計画を改定するものである。資料に基づく内容は、都市計画課長から説明する。

（都市整備部都市計画課長説明）

資料を御覧いただき、表紙をめくると本計画策定に当たっての挨拶である。住生活基本法の制定を受けて、国及び東京都では住生活基本計画を策定し、住宅施策の取組を進めている。本市においては、平成 19 年 8 月に策定した「武蔵村山市住宅マスタープラン」に基づき、これまで幅広く住宅施策を展開してきた。他方、少子高齢化の急速な進行に伴い、市民の住宅ニーズが多様化し、全国的に空き家の問題が顕在化する中で、平成 28 年度をもってその計画期間が満了することから、「誰もが住みやすい ふれあいのまち むさしむらやま」を実現するため、新たな住宅施策の指針として「武蔵村山市第三次住宅マスタープラン」を策定し、今後 10 年間の住宅に関する基本的な方針を提示するものである。

目次を御覧いただきたい。本計画は、「第 1 章 計画の目的及び位置付け」、「第 2 章 武蔵村山市の現状」、「第 3 章 住宅施策」、「第 4 章 住宅市街地の整備計画」、「第 5 章 計画の実現に向けて」の全 5 章で構成され、巻末に資料編を合冊している。

1 ページからは「第 1 章 計画の目的及び位置付け」である。計画策定の背景について、平成 18 年 6 月に住生活基本法が制定され、同年 9 月に住生活基本計画が策定された。東京都においては、「東京都住宅マスタープラン」が策定され、本市においてもこれまで 2 次にとたる「武蔵村山市住宅マスタープラン」を策定し、施策を推進してきた。このような中で、昨年度に上位計画である「武蔵村山市第四次長期総合計画後期基本計画」等が策定され、また国の「住生活基本計画」が改定されたことにより、上位計画との整合を図りながら、本市の住宅マスタープランの見直しを図り、より現在の社会情勢や市民の実情にあった課題解決をすべく、計画を改定することとなった。

「計画の目的」は、市民が生活の豊かさを実感できる良好な住宅及び住環境整備の実現のため、本市の特性を生かしながら、まちづくりや福祉に配慮しつつ、住宅施策を計画的・総合的かつ体系的に取り組んでいくこととしている。

2 ページの「計画の変遷と位置付け」は、国の計画のほか、本市のまちづくり基本方針、第四次長期総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略等の上位計画を踏まえたものとなっている。

「上位計画の整理」は、国、東京都及び本市における上位計画の説明である。国の住生活基本計画（全国計画）は、おおむね 5 年ごとに

計画の見直しを図っており、現行計画は平成 28 年 3 月の策定である。東京都住宅マスタープランは、平成 24 年 3 月に策定され、計画期間は平成 23 年度から平成 32 年度までとなっているが、先般の全国計画の改定を受けて、現在改定作業を行っているところである。4 及び 5 ページは、本市における上位計画として、第四次長期総合計画後期基本計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略及びまちづくり基本方針の概要である。

計画の期間は、平成 29 年度を初年度として、平成 38 年度までの 10 年間とする。

6 ページからは「第 2 章 武蔵村山市の現状」である。武蔵村山市の概要では、本市の地勢及び歴史を記載している。「人口及び世帯」は、人口や転入者数等の推移を始め、高齢者、障害者、生活保護受給者、児童・園児数などの推移を上位計画や各課資料に基づいてまとめたものである。14 及び 15 ページは「産業及び就業者」、16 ページからは「土地利用」として、資料を整理している。19 ページからは「住宅」として、住宅動向を始め、高齢者のためのバリアフリー設備のある住宅、耐震工事を実施した住宅、住宅・土地統計調査における空き家、市の実態調査における空き家、居住水準を満たす住宅、公的賃貸住宅の状況について、国の統計調査等を基に、近隣市との比較を含めて整理している。28 ページからは「住環境」として、道路の整備状況、狭あい道路の推移、敷地が道路に接している住宅、防災等の現状を整理している。33 ページからは「居留意向」として、まち・ひと・しごと創生総合戦略のアンケート調査の結果を抜粋している。38 ページからは「住宅対策についての課題」として、国の住生活基本計画（全国計画）やこれまでに整理したデータを元に、五つの課題を挙げている。良質な住宅ストック（性能、安全性）の維持向上、空き家の増加と老朽化による住環境の悪化、高齢化や人口減少に対応した住宅の改善と確保、住環境の向上、公的賃貸住宅の充実と適切な管理、住宅や住環境の安心・安全の確保である。これらの課題を踏まえ、「第 3 章 住宅施策」において、目標及び目標達成に向けた具体的施策を掲げている。

40 ページからが「第 3 章 住宅施策」である。基本理念では、長期総合計画における将来都市像である「人と緑が織りなす 夢ひろがる やさしいまち むさしむらやま」の実現のための五つの柱のうち、「4 快適で暮らしやすいまちづくり」を踏まえ、自然環境に配慮し、地域の特性を生かした災害に強い良好な住環境の整備を促進するとともに、高齢者、障害者、子育て世代の方などの住まいの確保に努めるという基本理念を定めている。将来像として、本計画はまちづくり基本方針の分野別方針に基づく計画として位置付けられることか

ら、当該基本方針におけるまちづくりの目標である「活力とみどりにあふれ 誰もがいきいきと暮らすまち 武蔵村山」を受け、本計画では将来の目指すべき姿として、「誰もが住みやすい ふれあいのまちむさしむらやま」としている。目標としては四つ掲げている。良質な住宅ストックに向けた住宅性能の維持向上、空き家の活用と既存住宅の流通促進、誰もが安心して暮らせる住宅セーフティネットの構築、住宅都市としての魅力の向上である。これらの目標の達成に向けた施策の体系を「目標達成に向けた具体的施策」としてまとめている。各目標において方針及び施策を設定している。

51 ページからは「第4章 住宅市街地の整備計画」である。まちづくり基本方針や東京都住宅マスタープラン等から抜粋、整理した市域全体の整備方針、住宅等の重点供給地域、市域を四つの地域に区分した各地域別の整備方針を記載している。

66 ページからは「第5章 計画の実現に向けて」である。推進体制の充実として、庁内推進体制の整備、情報提供及び意見聴取の推進を掲げている。他機関との連携の強化として、東京都や他市町村との協働、都市再生機構・公社との協働を掲げている。市民との連携の強化として、市民との協働、民間事業者との協働を掲げている。計画内容は以上である。

71 ページ以降については、資料編となっている。参考-1では住宅・住環境への補助・助成等として、東京都及び本市の施策について記載している。参考-2では住生活基本法、参考-3では住宅に関する指標、参考-4では東京都住宅基本条例、参考-5では東京都住宅マスタープラン（概要）、参考-6では用語の解説、参考-7では武蔵村山市第三次住宅マスタープラン策定検討委員会として資料を掲載している。104ページは、本計画の策定に当たり、都市整備部長を委員長、企画政策課長等関係課長を委員とする策定検討委員会を庁内に設置し、平成28年8月2日から本年2月22日まで計5回の会議を重ね、内容について協議してきた。その間、本年1月18日から2月17日まで、意見公募手続を実施した結果、特に意見等はなかった。説明は以上である。

(質 疑)

- 27ページの「公的賃貸住宅」において、「本市における総人口に対する都営住宅戸数の割合は約5.9%」とあるが、人口と都営住宅戸数の割合は特に関係ないのではないか。人口ではなく、総世帯数であれば関係が分かる。
- 都営住宅戸数に対する人口の比率の方がより分かりやすいと思うので、27ページの本文及び表をそれに差し替える。
- 39ページの「(5)住宅や住環境の安心・安全の確保」の中に、

「本市は横田基地や立川基地と近い位置にある」とあるが、横田基地については市域に入っている。

- 指摘を踏まえ、表現を修正する。
- 46 ページの「(3)既存住宅の流通促進」中「①住宅履歴情報の整備」があるが、市が住宅履歴情報の整備をするということか。
- 現状では市の施策として実施することは難しい。国の全国計画や東京都住宅マスタープランの中でも、既存住宅の有効活用が大きなテーマになっており、これから国や東京都で、新たな施策が展開されることが予想されるので、その動きに合わせて進める予定である。
- 現在の表記だと、説明のような動きまで読み取れない。
- 市単独でやるものではないという文章に修正する。
- 32 ページの「(4)防災」について、内容は浸水予想区域のみで、防災対策が入っているわけではない。また、図では「急傾斜地崩壊危険箇所」が入っているが、本文では触れていない。見出しを変えた方が分かりやすいのではないか。

43 ページの「空き家」と「空家」の使い分けはどうなっているのか。

104 ページの策定検討委員会委員名簿の備考欄について、長期総合計画では現在の委員を上段としているので、合わせた方がよいのではないか。
- 1 点目について、本計画を策定するに当たり、浸水被害の部分が住環境への影響が大きいということで取り上げた意図がある。見出しについては、本文に合う形で表現を改めたい。

2 点目について、市の条例を含めて「空き家」という表記にしている。「空家」は「空家等対策計画」など固有名詞として使用しているので、基本的には「空き家」である。

3 点目は、他計画に合わせる形にする。
- 挨拶文中に、「人口・世帯減少社会の到来」とあるが、世帯の減少は入れるべきか。1 ページの計画策定の背景では「人口減少社会の到来」となっている。
- 住生活基本法が制定された際に、「人口・世帯減少社会」という表現がされており、引用している。
- 国の計画に記載のある箇所については表現をそのままとし、それ以外の市長挨拶文等においては、本市では世帯は減少していないので、「・世帯」を削除する。

(結果)

一部修正の上、決定する。

